

空き家をリフォームして定住される方

空き家リフォーム助成金

が支給されます！

リフォーム工事経費の $\frac{1}{2}$ を補助

助成上限

30万円

(平成30年7月豪雨災害の被災者は上限50万円)

注意事項

- ◆ リフォーム工事の契約日より前に事業認定申請を行うこと
- ◆ 空き家を取得して6ヶ月を経過していないこと

⇒ただし、平成30年7月豪雨災害の被災者は、上記にかかわらず申請可能！



Q.賃貸や販売を目的とした改修も助成される？

A. 助成されません。あくまで自己の居住を目的とするリフォームが対象であり、賃貸や販売目的、別荘等の一時的利用は対象外です。



Q.総社市民しか助成されないの？

A.申請者に制限はありません。空き家をリフォームし、総社市へ定住される方なら、市内外を問わず、どなたでも申請いただけます。



Q.耐震基準を満たしているか不明なのですが？

A.耐震診断が必要になります。なお、昭和56年6月以降に建築された物件は、建築確認済証があれば、診断書の提出は不要です。



Q.施工は市内業者に制限されますか？

A.施工業者に制限はありません。ただし、自分で行うリフォームについては、本事業の対象とはなりませんのでご注意ください。



Q.畳の新調やクロス張り替えは対象になるの？

A.対象です。内装工事に加え、建具や外装、電気、給排水工事も対象です。詳しくはお問合せください。



Q.生活に必要な備品購入は対象？

A.居住に関するリフォーム工事にかかる費用の助成です。備品等の購入や、外構などは本事業の対象とはなりません。

空き家リフォーム助成金についてのお問い合わせは、

総社市 人口増推進課までどうぞ！

電話 0866-92-8308

FAX 0866-92-8216

Mail jinkou-up@city.soja.okayama.jp

🏠 目的

総社市は、自己の居住の用に供するため、空き家のリフォーム工事を行った方に対し、「総社市空き家リフォーム助成金」を交付することで、移住定住の促進と空き家の有効な利活用を図ることに取り組んでいます。

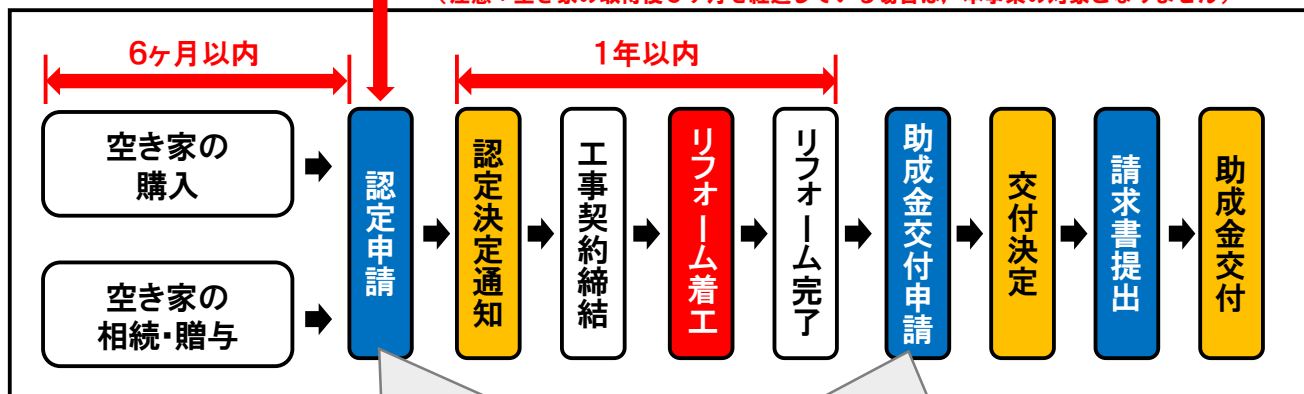
🏠 対象要件

- ・空き家期間が1年以上の物件をリフォームすること
- ・助成事業が認定決定された後、1年以内にリフォーム工事が完了すること
- ・リフォーム工事後の住宅を住所地として、総社市に5年以上定住すること
- ・住宅の持分が2分の1以上であること

🏠 申請から助成金交付までの流れ

必ずリフォーム工事の契約日より前に申請書の提出が必要です！

(注意：空き家の取得後6ヶ月を経過している場合は、本事業の対象となりません)



認定申請時に必要なもの

- ①世帯全員の住民票の写し
- ②空き家であることが確認できる書類
(電気・ガスの閉栓証明書、水道の使用廃止届出書 など)
- ③工事の見積明細書の写し
- ④空き家の位置図
- ⑤工事の内容がわかる図面
- ⑥工事前の写真
- ⑦耐震診断報告書
(昭和56年6月以降の建築の場合は、「建築確認済証」でも可)
- ⑧世帯に市町村税の滞納者がいないことを証する書面
- ⑨その他市長が特に必要と認める書類

助成金交付申請時に必要なもの

- ①居住開始日以降に交付された世帯全員の住民票の写し
- ②工事請負契約書の写し
- ③工事に要した経費に係る明細書の写し
- ④工事に要した経費に係る領収書の写し
- ⑤建物登記事項証明書の写し
- ⑥工事後の写真
- ⑦定住誓約書
- ⑧その他市長が特に必要と認める書類

→ ※認定申請時に耐震基準を満たしていない場合は、**「耐震改修工事を行ったことがわかる書類」**も上記書類に加えて提出する必要があります。

🏠 助成対象とならない経費

- ・リフォーム経費のうち、他の助成制度により助成を受けるもの
- ・助成対象者自らが行う工事に要するもの

空き家リフォーム助成金についてのお問い合わせは、

総社市 人口増推進課までどうぞ！

電話 0866-92-8308

FAX 0866-92-8216

Mail jinkou-up@city.soja.okayama.jp